

「学校の福祉的機能」の形成過程に関する基礎的研究

－ 1900年代の奈良県師範学校附属小学校を事例として －

林喜子

(名古屋大学大学院 教育発達科学研究科)

加藤真生

(名古屋大学大学院 人文学研究科)

伴野文亮

(東北大学大学院 文学研究科)

後藤篤

(宮城大学 看護学群)

板橋孝幸

(奈良教育大学 学校教育講座 (教育学・教育史))

A Basic Study on the Formation Process of the "Welfare Function of School":
A Case of the Elementary School attached to Nara Normal School in the 1900s

Nobuko HAYASHI

(Graduate School of Education and Human Development, Nagoya University)

Masaki KATO

(Graduate School of Humanities, Nagoya University)

Fumiaki TOMONO

(Graduate School of Arts and Letters, Tohoku University)

Atsushi GOTO

(School of Nursing, Miyagi University)

Takayuki ITABASHI

(Department of School Education, Nara University of Education)

要旨：本稿では、現代日本社会における学校の役割、なかでも学校の福祉的機能の形成過程に関する歴史的視座を得ることを目的として、明治30年代後半から40年代の奈良県師範学校附属小学校および同女子師範学校附属小学校の学校日誌、ならびに奈良県教育会の機関誌を分析した。具体的には、①学校における衛生認識の向上と習慣化、②子どもの欠席率の実態と出席督促、③地域社会の医療供給の拠点としての学校衛生、④天長節および紀元節における運動会と遠足という四つの取り組みを組上に載せることによって、小学校による人びとの包摂、ならびにそれに対する人びとの受けとめという双方の視点から、学校の福祉的機能が形成されていく過程を描出した。

キーワード：学校の福祉的機能 Welfare Function of School

学校日誌 School Journals

学校衛生 School Hygiene

1. はじめに

本稿は、奈良県師範学校附属小学校および奈良県女子師範学校附属小学校（以下、男師附小および女師附小とする）の明治30年代後半から40年代の学校日誌を対象とし、そこに記された日々の出来事を検討していくことを通して、現代日本社会における学校の役割、なかで

も学校の福祉的機能に関する歴史的視座を得ることを目的とする。

先に示された中央教育審議会の答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～』では、Society5.0時代を見据えた国家戦略として「新学習指導要領の全面实施」「GIGA スクール構想」を位置づけるとともに、これまでの日本型学校教育が果たしてきた役割と

して、「①学習機会と学力の保障」「②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障」「③安心・安全な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障」の三つを挙げている（中央教育審議会 2021）。そのうち「③安心・安全な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障」は「福祉的な役割」とも表現されている。このことは、コロナ禍での全国一斉休校を経て、学校給食活動や学校保健活動、保健室における養護教諭の存在意義に注目が集まったこと、そして現代日本社会において、子どもたちが学校という場に集い、共にいること自体の意義を再確認されるに至ったことの証左ともいえる。

しかしながら同時に、学校を対象として「福祉的」なものが論じられるとき、その前提となっている教育と福祉の関係理解を一旦相対化しておく必要があるのではないか。現代日本における福祉国家の後退、社会保障制度の脆弱ゆえに、教育と福祉が「否応なしに接近を余儀なくされている」現状を鑑みても、このような試みが求められているはずである¹。

以上の現代日本社会と学校に関する理解にもとづいて、私たちが歴史研究の立場から問うておく必要があると考えてきたのは、次の点にある。すなわち、日本において学校の福祉的機能は地域社会とのいかなる関わりのなかで形成され、定着を見せ、今日に至っているのか、ということである。

そこで本稿では、日本における国民国家の形成期であり、小学校において子どもの不就学、衛生・健康問題への介入が進んだ時期に注目し、以下2つの視点から検討する。

1つは、小学校による子どもの不就学、衛生・健康問題への介入が、当時の学校教育全体のなかでどのように進められたか、ということである。そこで本稿では、さしあたり「公教育への包摂」のうちに「学校の福祉的機能」が芽生えたとする仮説をもとにして、その形成過程を検討していくことにする。このことによって、上述の試みが国民統合と不可分に進められていたことの総体を視野に入れることが可能となる。と同時に、日本の児童福祉が成立する以前において、子どもが配慮（ケア）の対象として捉えられていく過程とその実態を捉えることができよう。

もう1つは、上記のような取り組みがどのように人びとに受けとめられたのか、ということである。木村元は、「就学」という行為を対象とするにあたって、制度を維持するための法規・法令のみならず、運用に関わる慣習・慣行、教師たちの工夫及びそれらに対する学び手の実態や生活を含めて捉えるべきであるとの提起から、学校における意図的・計画的な人間形成（「学校方式」）が日本社会に浸透していく過程を明らかにしている（木村 2012）。木村の示唆を受け本稿もまた、上記のような取り組みに対する地域社会における人びとの受けとめに注目していく。

以上の視点からなる本稿は、次のような構成をとる。まず、2.において検討対象である奈良教育大学附属小学校の書庫資料とその特徴について示すとともに、明治30年代後半から40年代の学校日誌について、奈良県教育会雑

誌の内容とあわせて検討を進める。その上で、3.において同校の欠席率を手がかりとして、子ども・地域・学校の関係について検討を進める。次に、4.では明治期の学校衛生をめぐる先行研究を視野に入れつつ、学校と外部アクターとの関係について、（地域）医療環境という概念を用いて検討を進める。そして5.において、上記のような福祉的実践と天皇制イデオロギーとの相補性について、運動会や遠足を対象に検討していく。このようにして本稿は、学校の福祉的機能を歴史的検討の俎上に載せていくものである。

2. 奈良教育大学附属小学校の書庫資料とその特徴

2.1. 奈良教育大学附属小学校の書庫資料と奈良県教育会の機関誌

奈良教育大学附属小学校には、明治期から現在に至るまでの学校資料がほぼ累年で保存されている。それは、奈良教育大学附属小学校が、遡ると1889年に開校した奈良県尋常師範学校附属小学校に起源をもつためである。しかし、目録もなく未整理の状態だったため、2018年度に本稿執筆者5名でプロジェクトチームをつくり、同校の了解を得ながら個人情報に留意しつつ資料保存作業を進めている。これまで資料整理と目録作成を進める中で、職員会議録、学校日誌、学籍簿、指導要録、児童個性観察簿、成績考査簿、操行考査簿、研究会記録、教授細目などの資料の存在が明らかになった。これらの資料は、児童個人の姿から学校の日常における教育活動がうかがえるものまで、当時の学校と児童の様子が具体的に・立体的に把握できる貴重な内容を有しているといえる。

本稿で検討対象とする明治30年代後半から40年代の学校日誌は、天候、学校長・主事・記録者の確認印あるいは署名、在籍生徒数、出席児童数、欠席児童数、記事に関する項目が印刷された用紙を用いて記入されている。記入者は同校教員が持ち回りで、宿直もあった。男師附小と女師附小は、それぞれ別の簿冊になっている。

本稿では、地域社会における小学校の福祉的機能を歴史的に検討することを目的としているため、附属小学校の資料だけでなく地域社会側の教育関係資料分析も必要となる。そこで、学校日誌をはじめとする奈良教育大学附属小学校書庫資料とともに、奈良県教育会雑誌もあわせて分析することにより、地域社会における小学校の福祉的機能を検討する。戦前における教育会は、「戦後の教育団体に比して、教育行政担当者、師範学校等の教育機関スタッフ、小学校長・教員そして地方名望家を構成メンバーとした教育会は、日本教育史上全く新たな組織・システムの造出であった。（中略）教育会は各地の教育課題への対処をなし、教育事業に深く大きな作用を及ぼした。教育会は、地方における教育政策と教育要求の最も現実的、具体的調整を担った極めて重要な存在だったのである」²と先行研究で論じられているように、各地域の教育に大きな影響を与えた教育団体であった。

各府県の教育会はそれぞれ機関誌を発行しており、地域の教育情報を把握する上で有益な資料となっている。奈良県教育会も他府県の教育会と同様に、県学務課と学校の間にあって県の方針を現場におろし、時には現場の声を県行政に反映させ、各地の教育活動を紹介するなど機関誌の発行によって教育情報を循環させた。本稿で取り上げる附属小学校の検討においても、そうした情報が循環した中で分析すると、その担った役割や影響がより明確になる。こうしたことから、教育会雑誌の分析は小学校の地域における位置づけを明らかにする上で有効な検討対象といえる。

以上のような理由から、附属小学校の書庫資料と奈良県教育会の機関誌の2つの資料を中心に分析して、地域社会における小学校の福祉的機能の一端を明らかにしていく。

2.2. 奈良県師範学校附属小学校における「清潔及整頓の習慣養成法に関する調査」

明治30年代後半の学校日誌をみると、「清潔」が頻繁に登場する。女兒の結髪、教室や校舎の清掃・整理整頓に関わって「清潔」が用いられており、『奈良県教育』第12号では、男師附小が「清潔及整頓の習慣養成法に関する調査」³の報告をしている。この報告では、校舎、校地、校具及び学用品等の「清潔の習慣を養ふ方法」と教具、校具、児童の所持品等の「整頓の習慣を養ふ方法」の2つからなる清潔整頓について児童に習慣づける内容が整理されている。本稿では、8ページにわたる調査報告の中で学校日誌と本稿の目的である小学校の福祉的機能に関連して、学校衛生の観点から児童の身体に関わる清潔法の記述に着目する。

学校日誌では、女兒の結髪に関わって「清潔」が散見されることから、女兒の髪についての指導は教師にとって課題であったと考えられる。この調査報告は、建物・教具・学用品等の清潔整頓法が中心であるが、「清潔の習慣を養ふ方法」の「其の他の事項」には児童の身体に関わる清潔法がまとめられている。そこには、女兒の結髪について「女子の頭髪は時々洗ひ、且つ毎朝梳るの習慣をつくること」とある。髪を洗い、毎朝櫛で髪をとかして整えてから登校する習慣を付けさせようとする教師の意図が、この調査報告や学校日誌から読み取れる。

その他にも、この調査報告では「成るべく日々沐浴せしめ、入浴の際は、よく身体を洗はしむること」、「屢嗽ぎ歯を清潔になさしむること」、「常に紙を用意せしめて鼻汁を拭はしむること」、「襯衣、其の他の衣服は折々洗ひて垢づきしものを着用せざる様にする」といった清潔法も提示されている。入浴、口すすぎ、鼻をかむ、衣服の洗濯といった基本的な衛生観念を児童に身に付けさせようとしたのである。こうした背景には、「例の鼻垂らし小僧が多かつた。皮膚に垢がついて鱗状をなした子供も居た。教生に指図してお湯屋へ連れて居て湯に入れた事もあつたが中には風呂で体をすられるが厭や

さに欠席した児童もあつた」⁴といった教師の認識があった。これは奈良県女子師範学校長の北村重敬による回顧録だが、鼻を垂らし、皮膚に垢がついていて、入浴をいやがるという当時の児童の状況とともに、銭湯に連れて行って清潔にさせようという学校側の努力がわかる。こうしたことから、入浴引率のような取り組みも含め、学校での生活を通して衛生に対する認識の向上と習慣化を図ろうとしていたのである。

3. 欠席の状況からみる子ども・学校・地域の関係

3.1. 本章の問題意識と課題

女師附小の学校日誌には、日付・曜日・天候欄、学校長・主事・記者の押印欄に加えて、在籍・出席・欠席児童数の記入欄、および「記事」欄が設けられており、「記事」欄からは同校の日々の活動を知ることができる。例えば開校した1904年から3年分の学校日誌で学校衛生関連の活動を探すと、「身体検査」(1904年5月6日条ほか)、「身体不潔者」の入浴引率(1905年11月27日条ほか)、「児童頭髪清潔法」(1906年5月19日条ほか)等の諸活動の実施方法や実施日および頻度を把握することができる。

このように学校は様々な活動を設定し、実施した。しかしここで、こうした活動に実際のところどのくらいの子供が参加していたのだろうか、という疑問が浮かぶ。というのも、学校がいかに重要な活動を実施しても、その日に子供が出席しなければ、子供は活動を体験しないからである。学校が実際にどのように機能していたのかを検証する場合、前提として子どもの出欠席の状況を観察することは欠かせないといえる。

全国的にみたととき、就学率(就学児童数/学齢児童数)よりも就学の実態に近い数字だといわれる出席率(日々出席児童平均数/小学校児童数)が90%を超えたのは1905年、さらに通学率(日々出席児童平均数/学齢児童数)が90%を超えたのは1914年であり(国立教育研究所編1974)、1900年代は子どもたちが決して安定して毎日学校に通っていた時期ではなかった。女師附小でも、通学区だった佐保村に対して1905年11月に「就学児童の出席督促並に衛生に注意すること」を求める条文を含む契約を締結したことが知られており(奈良教育大学創立百周年記念会百年史部編1990, 林2020)、学校が児童の「出席督促」と「衛生」に強い課題意識をもっていたことが窺える。

そこで本章では、同校の学校日誌における児童数欄のうち「欠席児童数」に着目して、児童の欠席の実態を明らかにする。そのうえで、学校がどのような対応を行ったのかをみていく。これを通して、子ども・学校・地域の三者の関係を考察したい。対象期間は1904・05・06年度とする。この時期、義務教育の課程は4年間で、尋常小学校は第4学年までしかなかった。女師附小は尋常

小学校の教科のみの123人を4学級に編制して開校し、次年度に高等小学校の教科を置いた(表1)。本章では、前者の欠席のみを扱うこととする。

表1. 女子附小の児童数および学級数

(年度)	児童数			学級数		
	尋	高	計	尋	高	計
1904	123	—	123	4	—	4
1905	138	7	145	4	1	5
1906	158	18	176	4	2	6

備考)『佐保の青嵐』および『奈良県学事年報』から作成。「尋」は尋常を、「高」は高等を意味する。

3.2. 欠席率の推移

欠席の実態をつかむために、学校日誌をもとに尋常科の児童の月ごとの欠席率(欠席者数/在籍者数×100)を求めたのが図1である。8月が0%となっているのは、夏期休業期間中には学校日誌への記入がないためである。年度ごとの欠席率を求めれば、04年度は11.0%、05年度は10.7%、06年度は5.0%となるが、月ごとに見ることによって欠席率の推移が具体的にわかる。

顕著な傾向として、1904年11月から翌1905年6月にかけての欠席率が15%前後と高いことと、それが1905年7月から徐々に下降し、1906年5月以降は5%前後で落ち着くことが読み取れる。では、前者から後者への変化はどのようにして生み出されたのだろうか。以下、子どもがどんな日に学校を欠席したのかを検討したあと、学校が「出席督促」のためにどのような対応を行ったのかをみていくこととする。

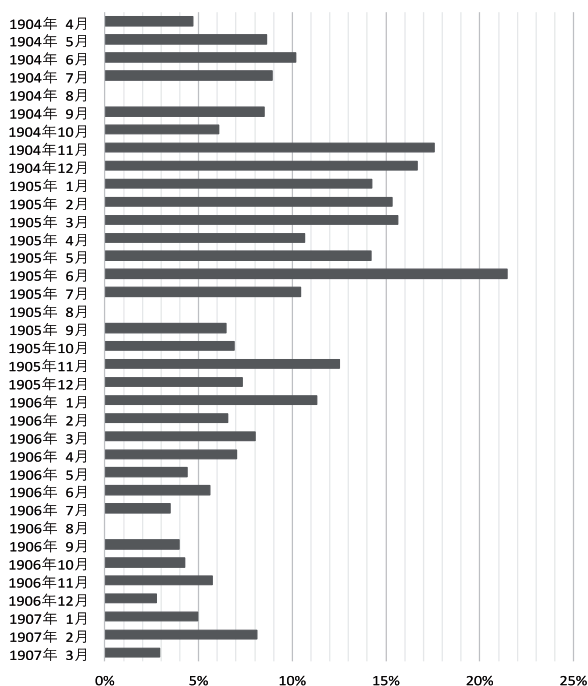


図1. 女子附小(尋常小学校)における月ごとの欠席率の推移

3.3. 子どもはどんな日に欠席したか

欠席率が高い日の「記事」欄をみると、欠席の理由は①荒天、②地域の祭礼、③農事への従事の三つに大別できる。

①については、暴風雨(1904年9月17日条、53.1%)や大雪(1907年2月11日条、75.9%)といった突発的で大規模な荒天のほか、「登校時刻ニ降雨アリシ為欠席児童多シ」(1904年5月18日条、23.6%)といった日常的なレベルの雨天も児童の欠席の要因となっていた(括弧内の%は欠席率、以下同様)。ちなみに1907年2月11日は校内で「紀元節祝賀式」が行われたが、在籍児童の約4分の3が欠席したこととなる。

②については、「春日若宮祭礼につき第三次限より休業」(1904年12月17日条、37.5%)、「本日ノ欠席多カリシハ菅原天神ノ祭礼ノ影響ナリ」(1906年10月26日条、10.8%)といったものが挙げられる。

図1と照らし合わせたとき、最も長期的に、かつ強く子どもの欠席に影響したと考えられるのは③である。佐保村で田植えが行われる6月(1904年6月24日条、33.6%)と、収穫の時期にあたる11月(1904年11月19日条、28.3%)を中心に、児童の欠席率が高いからである。1904年11月19日は「秋季運動会」の実施日だったが、約3割の子どもが欠席するとともに、参観の保護者も少なく、「最も遺憾なりしは当附属校児童は多く農家の子弟なり所謂十一月の中の十日最も多忙なるの時季なるを以て父兄の参観するもの尠かりし一事なり」と記されている。

3.4. 学校はどのように対応したか

では、学校は子どもの欠席にどのように対応したのか。

第一に、学校は直接、または間接に欠席児童の家庭に接触し、出席を促した。当初は学校が家庭に直接欠席を通知して欠席理由について回答を求めたり(1904年4月28日条、同年7月12日条)、家庭訪問(同年9月2日条)を行ったりした。また、1905年1月17日条の「一月以降無届欠席児童を附属市村長に報告す」以降、「欠席児童取調の件につき佐保村役場に入江訓導出頭せらる」(1905年4月7日条)、「宮崎視学来校入江訓導同道にて村役場へ児童欠席につき取調の為め赴かる」(同年4月28日条)というように、村役場や県視学を巻き込んで欠席児童の調査にあたった。

第二に、雨傘をめぐる対応を行った。すなわち、学校は佐保村からの傘の寄付を受けたり(1905年4月14日条)、欠席児童のうち家庭に傘がないものには学校から一時的に貸し出したりした(1906年6月23日条)。

第三に、1905年6月1日の職員会で「欠席児童の奨励方法」が取り上げられてからは、「父兄談話会」の開催と「皆勤児童証書」の授与を行うようになった。第一回目の「父兄談話会」は1905年6月5日に開催され、主事および佐保村助役が保護者に対して「欠席児童につ

き注意」を行った。しかし保護者の出席が少なかったことから、1905年7月15日に第二回目を、佐保村内の法華寺および極楽寺を会場として、県視学臨席のもとで開催した。「皆勤児童証書」については、1905年7月4日に全校児童を屋内体操場に集め、主事が「児童出席奨励」に関する訓示をなつたうえで、同年6月の皆出席者40人と、同年4月以来の皆出席者で6月に1回のみ遅刻または早退した3人に賞品の授与を行った。

以上の取り組みは、児童の出席を阻む要因を取り除いたり、出席への意欲を鼓舞したりすることによって、欠席者を出席者へと転じさせるための取り組みであり、前掲の①および③への対応だといえる。一方で②に対しては、例えば1904年度は第三時限から休業となっていた「春日若宮祭礼」（おん祭）の日を、1906年に全日休業にするという方法をとっており（1906年12月17日条）、出席よりも地域の祭礼を優先した対応を行っている。

以上のような経過とともに、「農桑多忙ノ期ニ近ヅキナガラ之レニ反比シテ欠席児童ノ日々尠クナリユクハ大ニ喜バシキコトト云フベシ」（1906年5月8日条、2.0%）との記述が示すとおり1906年度の欠席者数は目にみえて減少し、「修業証書並ニ学習証書授与式」が行われた1907年3月21日には、女師附小開校以来初めて男女ともに欠席率0%、つまり在籍児童全員の出席を記録するに至った。

3.5. 小括

本章では、学校日誌が示す「欠席児童数」に着目して、女師附小の子どもたちが①荒天、②地域の祭礼、③農事への従事を理由に学校を欠席していたこと、そして欠席によって、例えば紀元節における儀式や、運動会などの、学校が実施する諸活動を経験しない子どもたちが存在していたことを明らかにした。学校は児童の出席を阻む要因を取り除いたり、出席への意欲を鼓舞したりすることによって、児童の出席を促していた。

1905年7月15日における第二回「父兄談話会」の開催の仕方や、1906年12月17日の「春日若宮祭礼」を全日休業としたことにみるように、学校は家庭や地域に対して児童の出席を強硬に要求するのではなく、家庭や地域に受け入れられやすい方法を模索しながら、児童の欠席率の減少を実現していた。

4. 奈良県女子師範学校附属小学校と地域医療環境

4.1. 学校衛生研究の到達点と課題

従来、学校衛生の歴史的展開に関する研究は、制度的分析に偏っており、学校現場の視点は欠如していた（日本学校保健会編1973）。これに対し、教育史研究者の高橋裕子は学校現場に注目した分析を進めた。高橋が事例とした中津川興風学校では、明治10年代における全国的な衛生会の展開を背景に、学校関係者が児童の病欠問

題への対応から自発的に地域の衛生会活動に関与しており、それが明治30年代以降の学校衛生政策の展開を主体的に受け入れていった土壌となったことを明らかにした。また、明治30年代以降の学校衛生政策の展開とトラホーム対策においても、学校の実情に基づき、政策に留まらない自発的な対応がなされていたことも明らかにした（高橋2014）。

ところで、近年の日本医療社会史研究では、医療環境という概念に基づき、地域社会における医療の具体的な動向を探り、医療の「近代化」の内実を実証的に把握しようとする研究が進んでいる。ここでいう医療環境とは、治療者と被治療者の関係および政治・経済・文化など様々な要素との関係に着目しながら、地域社会レベルで実現する医療供給のあり様の総体を指す概念である（海原2007）。

この概念に基づいた時、明治30年代以降の学校は、地域の医療環境の編成に何か影響を及ぼさなかったのか、逆に地域の医療環境とのかかわりの中で、何か変化が生じなかったのか、という問いが浮かび上がる。学校衛生政策の展開により、「不健康児童」という新たな病者が大量に発見されたわけだが、児童の健康状態は保護者の状況（医療・衛生に対する関心、健康状態、経済状況など）に基底されている。つまり、「不健康児童」という存在には、その地域に住む人々の状況が反映されているのであり、「不健康児童」の発見が、地域の医療供給の在り方に議論を巻き起こした可能性がある。となると、新たな医療供給の在り方を模索するなかで、学校も医療環境の中に組み込まれていき、一定の役割を期待されていくようになったことが考えられる。

このように、学校衛生には地域の医療環境とのかかわりが想定されるのだとしたら、そこに医療・衛生を通じた学校の福祉的機能の歴史的起源の一端を見出すことができるはずである。こうした学校衛生と地域医療環境との関係については、従来の教育史研究や医療社会史では、十分に検討されてこなかった。以上の問題関心に基づき本章では、女師附小を事例にその学校衛生と地域医療環境の関係について若干の考察を行う。

4.2. 奈良県教育会と医師

女師附小の学校衛生と地域医療環境との関係を捉える場合、奈良の教育業界と医師の接点をさぐる必要がある。そこで、奈良県教育会と医師の関係について見ていく。第二章で言及したように、奈良県では奈良県教育会が設立されており、機関紙『奈良県教育会雑誌』を発行していた（板橋2016）。当該機関紙を検討することで、奈良県教育業界と医師の関係が読み取ることができる。

1901年5月1日現在の『奈良県教育会姓名簿』⁵を見ると、奈良市内では、八木逸郎⁶、徳田周⁷、矢追誠一⁸の3名の医師が会員となっていたことが分かる。いずれも東京帝国大学医学部を卒業しており、当該期にお

いては高度な医学的知見を供えていた人物である。また八木は医学会頭や医師会長を務め、徳田は奈良の医師に対する医療指導を担うなど、奈良の医学界の中心的存在であり、矢追は小児科の専門医であった。以上のように、学校衛生政策が展開していた明治30年代には、奈良県内で特に中心的な医師が奈良県教育会に関与していたことが分かる。

4.3. 奈良県教育会におけるトラホーム議論

次に、『奈良県教育会雑誌』をもとに、奈良県の教育業界における学校衛生や児童の健康に関する議論について、トラホームを事例に検討する。

『奈良県教育会雑誌』では、第25号(1896年発行)以降、学校衛生関係に関する記事が散見されるようになる。その中でも第38号(1897年発行)に掲載された「山邊郡小阪氏」と題する記事は、奈良県の教育業界が学校衛生に対して大きく反応した最初の事例として注目される。

この記事では、山邊郡医小阪が郡内児童4023人の健康診断を行った結果、1245人の病者を発見したことが報じられている。これに対し、『奈良県教育会雑誌』編集者は、「衛生の説、体育の論徒に囂々せむよりかかる実調査によりてこそ、改善の道に進むべけれ」と反応しており、健康診断と統計の作成に基づく医療的調査が重要であるとの認識を示していた⁹。

こうしたなか、日露戦争開戦中の1905年4月15日に発行された『奈良県教育会雑誌』第87号には、「壮丁とトラホーム」と題する記事が掲載された。この記事は、1900年から1903年における奈良県内の徴兵検査から、トラホーム患者と診断された壮丁の数を抽出した統計表に関する記事である。奈良県教育会雑誌編集者は、統計表に対し次のような反応を示した。

近來学校衛生の行届けるにも拘らず、小学児童にトラホーム患者の多数なるは身体検査の示す所にして、実に憂ふべきことなり。小学時代に於て之が治療法を講じ、十分予防の実を挙ぐるにあらざれば、壮丁に達しても尚この病害を遺すものにて(中略)、轉た寒心に堪へざるものあり。小学児童の時代に於て速にこの病毒を撲滅せしむることに努めんこと学校衛生上の急務なりと信ず¹⁰。

小学校時代にトラホームの治療を行い、十分な予防策を取らなければ、壮丁時代の健康状態にもかかわる。このため、学校衛生の急務としてトラホームの撲滅を行わなければならないという。つまり、奈良県教育会は、児童の健康を将来の成人男性の健康状態を基底する問題として認識しだしたことが分かる。

この結果、第87号発行の約3週間後の5月6-7日にかけて開催された奈良県教育会代議員会では、トラホーム患者予防に関する建議が可決された。この建議では、①トラホーム予防のため、学校の幻灯会や父兄懇話会な

どで必ずトラホームについて注意喚起すること、②児童の身体検査でトラホーム感染者を発見した場合には、校費をもって全治まで学校医に治療させること、③トラホーム疑いの児童に対し、学校では登下校時に昇承水にて目の消毒を行わせること、④トラホーム児童を発見した場合、市町村医にその児童の家族の健康診断を行わせ、トラホームの感染予防と感染経路の調査を進め、トラホーム全滅を目指すこと、⑤市町村医などの医師がトラホーム患者を診察した場合、警察署長および市町村長に届け出させ、巡査と市町村衛生組合に患者の症状の経過を観察させるとともに、治療を勧めること。なお、貧困のため治療費を支払えない場合は、衛生組合費による補助や市町村費で立て替えること、などの項目が盛り込まれた¹¹。

この建議を見ると、トラホーム児童を通じて家族調査などを行い、家族内にもトラホーム患者がいた場合には、行政の仕組みを通じて対応すると決められていることが分かる。地域医療環境の中で、小学校がトラホームの発見と初期予防の場という重要な立ち位置に置かれるようになったのである。さらに治療費は児童には校費を、保護者が貧困層であった場合は市町村費などの公費をあてるとされており、学校を通じて地域社会の医療供給の機会が増やされようとしてされていたことが分かる。奈良県教育会の代議員には、八木逸郎も含まれていたことから¹²、奈良県の医学界側が、学校をトラホームの治療と予防の重要な場として捉え、上記の建議が作成されたと考えられる。

以上の建議が出された後、女師附小では、6月1日の職員会にて父兄談話会でトラホームの注意喚起を行うことが決定され、5日に開催された父兄談話会で実行された¹³。奈良県教育会代議員会で出された建議通りに女師附小では、トラホーム対策を取るようになったのである。

4.4. 小括

奈良県では、身体検査の開始によって多くの不健康児童が発見され、奈良県教育会に衝撃が走った。特にトラホームは、壮丁検査の結果と結び付けられ、小学校は成人男性の健康状態を規定する重要な場であると認識されるようになった。このため、奈良県教育会代議員会ではトラホーム予防の建議が作成され、小学校が地域のトラホーム予防の重要な拠点として位置付けられるようになった。この結果、女師附小では、建議に基づいた学校衛生の対応が取られるようになった。

本章で明らかにしたように、トラホーム児童の存在は潜在的な感染者の存在(家族)を浮き彫りにすることから、地域医療環境と結びつきやすかった。だからこそ、地域の衛生対策の観点から小学校に対し、一定の衛生に関する役割が求められるようになり、小学校の学校衛生の展開にも影響を及ぼすようになったのである。

5. 日露戦争期における附属小学校と 天皇制イデオロギー教育

5.1. 本章の目的

本章では、日露戦争期における女師附小がどのような教育実践を試みていたかを見ていく。この時代は、日清戦争での勝利や企業勃興期を経て、日本が「帝国」化していく時代である（飯塚 2016）。当該期の小学校にあっては、様々な行事を通じて天皇制イデオロギー教育が図られたことは、山本と今野の研究をはじめとした先行研究で明らかにされている（山本・今野 1987）。かかる時代状況のなかで、当時の女師附小は如何なる天皇制イデオロギー教育の実践を試みていたのだろうか。同校の歴史や教育実践については、『奈良教育大学史』で概説的な説明はなされているものの（奈良教育大学創立百周年記念会百年史部 1990）、先に述べたイデオロギー教育の実態について論じた研究は、管見ではまだない。かかる観点から、日清戦争を経て日本が「帝国」化していく日露戦争前後の時代のなかで、同校がどのようなイデオロギー教育の実践に取り組んでいたか、そしてそれと軌を一にするかたちでどのような福祉の実践がなされていたかをスケッチしてみたい。具体的には、天長節（11月3日）と紀元節（2月11日）という近代天皇制国家において特に重要視された祝日大祭日における同校の実践の内実を詳らかにする。

5.2. 天長節における実践

学校日誌をみると、年間を通じて種々の祝日大祭日に対し女師附小がどのように対応したかが記録されており、当時の女師附小による近代天皇制との向き合い方がうかがえる。まずは、天長節における女師附小の対応を見てみよう。明治37年度の日誌には次のようにある¹⁴。

午前八時半より児童一同を男子部附属に引率す、午前九時より講堂に於いて天長節儀式挙行せらる、午前十時に式終り児童に菓子を与つて下校せしむ

注目すべき点は、式典に参加した児童に菓子を与えたのち下校させている点である。児童が具体的に如何なる菓子を渡されたか、こうした実践がいつまで続けられたかなど、詳細は分からない。飯島によれば、「式日に児童に与ふる物品」として「成るべく菓子の如く一時的に消滅して而も弊害を生じ易きものより、寧ろ永久の記念となるべき、儀式に因める絵画、書物、或は雑記帳、墨、鉛筆等」が適当とされていたようだが（飯島 1911, 81 頁）、女師附小では菓子が採用された。『小学校事彙』によれば、東京高等師範学校附属小学校も同様に天長節式典後には菓子を児童たちに与えており、菓子を与える実践自体は女師附小独自のものではなかったようである。

ところで、天長節における教育実践で注目すべきは、運動会の実施が計画されていた点である。明治38年度

の日誌¹⁵をみると、「午前七時三十分より講堂に於て天長節の儀式挙行せらる同八時十分式終る。本日晴天なれば公園芝生に於て連合運動会挙行の予定なりしも雨天の為順延」とあるように、式典のあとに続いて連合運動会の開催が企画されている。明治39年度は、「午前拾時ヨリ附属小学校裁縫場ニ於て本校トトモニ天長節祝賀式ヲ挙行ス十時半式ヲ終ル、式後屋内体操場ニ於て主事ヨリ児童ニ向て本日挙行ノ当市立小学校連合運動会観覧心得ニ就て一場ノ訓話アリキ」とあり¹⁶、実際に運動会が開催されたかは分からないものの、実施の計画がなされていたことが分かる。こうした運動会実施の意味を、どの様に考えたらよいか。

明治期日本における運動会の歴史的 position について、吉見俊哉は次のように指摘している。すなわち、1890年代までは異質な時間の流れとして受け止められていた学校における「マツリ」の時間と地域の民俗の時間とが日露戦争の頃から共振し始め、その媒介を運動会が果たしたという（吉見 1999）。吉見の指摘に鑑みれば、女師附小における1904年（明治37）の天長節は、こうした学校の時間と地域の時間とが「共振」する前夜だったと捉えられようか。なお、1891年（明治24）6月に施行された「小学校祝日大祭日儀式規程」では、天長節を含む5つの国家的祝日大祭日には体操場もしくは野外において運動を行うよう述べられており、その指示に従って天長節に運動会を実施した学校もあったが（増井 2000）、女師附小では実施されなかった点にも留意しておきたい。

さらに見逃せないのが、運動会が児童の心身の発育を企図した実践であった点である。再び『小学校事彙』によれば運動会は、「身体の鍛錬」であるとともに「秩序を重んじ、忍耐事に耐」えるなどの「精神的の修養」という2つの目的が設定された上で実施されたものであった（383頁）。ここから窺えるように、当該期の運動会は児童の心身の発育を企図して実施されていたものであり、女師附小による運動会の実施もひとつの福祉の実践として位置付けることが出来よう。今後は、1年を通じて複数回実施された運動会が果たした意味について検討する必要がある。

5.3. 紀元節における実践

つぎに、紀元節における女師附小の実践を見ていこう。明治37年度の日誌には、次のような記述が見られる。

午前六時三十分本校に於て紀元節の式挙行せらる引続き檀原神宮参拝の爲め午前八時廿分出発の列車にて女子部分附属小学校男女尋常三、四学年の児童を引率して出発し無事参拝して同日午後六時十分に到着せり当日は天気都合もよく万事障りなく参拝をしたり、当直中村訓導森岡主事、入江訓導、中村訓導、並河教員、引率せり

紀元節への対応で注目すべきは、早朝に式典を執行後、

榎原神宮に参拝している点である。この日に榎原神宮への参拝が企画された背景には、次のような事情があった。すなわち2月6日条に、森岡主事が紀元節当日に児童に「榎原神宮及神武御陵」を参拝させ、「皇祖の大業を知らしむるは必要の事」と発言したという記述がある。つまり、榎原神宮と神武天皇陵の参拝を通して、児童に「皇祖の大業」を知らしめることが企図されていたのである。明治37年度の紀元節における実践は、日露戦争下の時代状況を反映した実践だったと評価できよう。この年の榎原神宮並びに神武天皇陵の参拝では、児童に対し単に天皇制イデオロギーを注入するという側面のみならず、日露戦争の必勝祈願という軍国教育の意味合いも兼ね備わっていたとみることができるのである。

さらに注目すべき点は、この実践がもった「遠足」としての側面である。三たび『小学校事彙』によれば、「遠足」は「主として身体鍛錬のためにし、兼て教授及訓練に關し逸すべからざる好機を供する」と同時に「多人数相伴ひて終日歩行することなれば、其間朋友相互の間に於て、或は児童自身の上に於て、訓練を加ふべき機会も亦少からず、其効果は実に著大」であるという(372-373頁)。かかる点を踏まえれば、明治37年度の紀元節に実施された榎原神宮への参拝は、日露戦争下における天皇制イデオロギー教育の実践であると同時に、児童にとって「身体鍛錬」と集団行動による「訓練」という教育機会の実践であったと評価することができるのである。

なお、明治39年度の日誌には「本日午前九時半ヨリ裁縫場ニ於テ本校ト共ニ紀元節祝賀式ヲ挙行ス、近年稀ナル大雪ニテ積雪七寸余、児童ノ登校スルモノ少カリキ、下校ノ際教生ヲシテ送ラシメタリ」とあり、朝9時半から裁縫場において式典が挙行されたものの、大雪のために登校できなかった児童も少なくなかったようである。日露戦後直後で、社会的に近代天皇制下における国民統合の風潮が高まっていた時代状況にあっても、女師附小が天候に応じた柔軟な対応をとっていたことは注目すべきである。

5.4. 小括

本章では、天長節と紀元節という近代天皇制国家において特に重要視された祝日大祭日における女師附小の対応について、「日誌」という学校資料を手がかりとして概観してきた。今回取り上げた事例のほかにも、とりわけ日露戦争真っ只中という時代状況のなかで、児童に対する軍国教育的実践は様々に展開していたが、紙幅の都合上十分に言及し得なかった。この点については、別の機会に改めて論じたい。

従来の教育史研究では、当該期の小学校を「教化」の場として位置づけ、明治国家のイデオロギー政策を下支えする存在として描いてきた(岡田1986, 笠間2003など)。女師附小においても、他の小学校と同様に「教化」の場としての機能を持っていた点については、本章でみ

たところである。一方で、本章では天長節や紀元節といった国家的祝日大祭日にあわせて実施された運動会や遠足が、学校における福祉の実践としての側面を有していた点についても言及した。本稿は、女師附小が当該期の日本社会において果たした「福祉」の機能について詳らかにするものであるが、かかる点から当該期の同校がもっていた「教化」の場としての機能とあわせて運動会や遠足がもった福祉的機能について、きちんと評価すべきである。

その際にカギとなるのは、学校と地域社会との関係である。当該期の日誌をみると、戦捷祝賀会にあわせた旗行列による町内周回や日露戦争幻灯会の開催と児童・父兄らの参加、さらに度々の連合運動会開催など、女師附小が地域と深く関わるなかで多様な教育実践を試みていた様子がうかがえる。今後は、他年度の日誌のほか、同校所蔵の様々な学校資料を手がかりとしながら、地域社会のなかで女師附小がどのような福祉的機能を担っていたのか、その歴史像を詳らかにしていく必要がある。

6. おわりに

ここまで本稿は、現代日本社会において注目されている学校の福祉的機能の形成過程について、奈良県師範学校附属小学校および奈良県女子師範学校附属小学校学校日誌とその周辺資料を対象に、検討を進めてきた。冒頭に述べたように本稿は、大きくは2つの視点にもとづいて研究を進めた。1つは、小学校による人びとの包摂について、もう1つはそれに対する人びとの受けとめについて、である。これらの点に関して2.では、学校日誌のなかに現れた調査報告、児童の身体に関わる清潔法についての記述に着目し、学校での生活を通して衛生に対する認識の向上、習慣化の取り組みについて明らかにした。また3.では、学校日誌における欠席児童数に着目し、子どもたちの欠席の実態と、学校が村や行政と連携しながら出席を促そうとしていたことを明らかにした。さらに4.では、奈良県における医学界と教育界の関係に注目し、地域のトラホーム予防の観点から、学校衛生が地域社会の医療供給の拠点として認識されていく過程を明らかにした。そして5.では、天長節と紀元節における同校の運動会、遠足という取り組みが、天皇制イデオロギーの「教化」という側面のみならず、学校において子どもの心身の健康を支えるという福祉的意義を有するものであったことを明らかにした。

以上の成果に基づき本稿は、医療・衛生という側面、就学・出席督促という側面、そして集団を介した人間形成(「教化」)の側面から「学校の福祉的機能」が形成されていく過程を見据えるに至った。今後、学校日誌以外の学校資料、地域資料と合わせて検証を進めていくとともに、男師附小、女師附小の取り組みが県内の小学校に及ぼした影響について明らかにしていくことを課題とし

て提起し、本稿を終えることとする。

【付記】

本稿は、公益財団法人倶進会 2021 年度研究助成「近代日本における学校の福祉的機能に関する基盤的研究—戦前期奈良県師範学校附属小学校と地域社会の關係に焦点化して—」(研究代表者：後藤篤(宮城大学))を受けたものである。執筆は、後藤が第 1 章と第 6 章、板橋が第 2 章、林が第 3 章、加藤が第 4 章、伴野が第 5 章を担当した。

注

- 1) 倉石一郎(2021)『教育福祉の社会学〈包摂と排除〉を超えるメタ理論』明石書店、pp.175-189。ここにおいて倉石は、近年進められている福祉(社会保障)と教育の接続といった「複数機能システム間の連携」に対して、「共倒れのリスクが極めて高い、危機的なもの」と捉えている。
- 2) 梶山雅史編著(2007)『近代日本教育会史研究』学術出版会、p.28。
- 3) 奈良県教育会編(1907)『奈良県教育』第 12 号、pp.21-28。
- 4) 奈良県女子師範学校編(1932)『創立三十周年記念誌奈良県女子師範学校』、p.94。
- 5) 『奈良県教育会雑誌』第 34 号の付録(奈良県立図書情報館所蔵)。
- 6) 1863 年奈良生まれ。東京大学医学部別科卒業後、ドイツのロストック大学へ留学し、ドクトル(博士号)取得。奈良県医学頭、奈良市医師会長などを歴任した(名古屋大学大学院法学研究科『人事興信録』データベース参照(<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who4-8132> 2021 年 11 月 6 日閲覧))。
- 7) 1850 年和歌山生まれ。1879 年東京大学医学部卒業後、1885 年に府立大阪病院奈良分院病院長に就任。奈良県内の医師に対する指導や奈良県地方衛生会の委員を担った(木村銀次郎編(1894)『近畿名士偉行伝』第 2 編、光世館、pp.13-24)。
- 8) 1860 年奈良生まれ。1885 年東京大学医学部別科卒業後、奈良市内に矢追病院を設立。小児科を専門とする(『人事興信録』データベース参照(<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/who8-22812>、2021 年 11 月 6 日閲覧))。
- 9) 以上、奈良県教育会編(1897)『奈良県教育会雑誌』第 38 号、p.11。
- 10) 奈良県教育会編(1905)『奈良県教育会雑誌』第 87 号、p.39。
- 11) 奈良県教育会編(1905)『奈良県教育会雑誌』第

89 号、pp.32-33。

- 12) 奈良県教育会編(1894)『奈良県教育会雑誌』第 12 号、p.44。
- 13) 「奈良県女子師範学校附属小学校 明治三十八年度学校日誌」(奈良教育大学附属小学校所蔵) 1905 年 6 月 1 日条および 5 日条。
- 14) 「(奈良県師範学校女子部附属小学校 明治三十七年度 学校日誌)」(奈良教育大学附属小学校所蔵)、1904 年 11 月 3 日条。
- 15) 「奈良県女子師範学校附属小学校 明治三十八年度学校日誌」、1905 年 11 月 3 日条。
- 16) 「奈良県女子師範学校附属小学校 明治三十九年度学校日誌」(奈良教育大学附属小学校所蔵)、1906 年 11 月 3 日条。

参考・引用文献

- 飯島利八(1911)、小学校の儀式に関する研究、開発社。
- 板橋孝幸(2016)、『奈良県教育会雑誌』の誌面構成と内容分析-社会教育と校長会の記述に注目して-、奈良教育史研究、第 18 号。
- 海原亮(2007)、近世医療の社会史 知識・技術・情報、吉川弘文館。
- 岡田典夫(1986)、日露戦後の教化政策と民間、伊藤彌彦編、日本近代教育史再考、昭和堂。
- 笠間賢二(2003)、地方改良運動期における小学校と地域社会、日本図書センター。
- 梶山雅史編著(2007)、近代日本教育会史研究、学術出版会。
- 木村元(2012)、日本の学校受容—教育制度の社会史、勁草書房。
- 教育学術研究会編(1904)、小学校事彙[第二版]、同文館。
- 本稿では大空社刊の復刻版(1989 年)を利用した。
- 倉石一郎(2021)、教育福祉の社会学—〈包摂と排除〉を超えるメタ理論、明石書店。
- 後藤篤(2018)、新学習指導要領における特別活動の理論的課題—竹内常一の 1970-80s 生活指導論を手がかりとして、奈良教育大学紀要、第 67 巻、pp.17-25。
- 国立教育研究所編(1974)、日本近代教育百年史、第四巻 学校教育 2、教育研究振興会。
- 高橋裕子(2014)、明治期地域学校衛生研究-中津川興風学校の学校衛生活動、学術出版会。
- 田中祐典(2019)、教育福祉論に関する先行研究の整理と検討、人間社会学研究集録、第 14 号、pp.75-97。
- 高橋靖幸(2018)、昭和戦前期の児童虐待問題と「子ども期の享受」—昭和 8 年児童虐待防止法の制定に関する構築主義的研究—、教育社会学研究、第 102 集、中央教育審議会(2021)、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して—全ての子供たちの可能性を引き出

す、個別最適な学びと協働的な学びの実現～(答申).
奈良教育大学創立百周年記念会百年史部編(1990), 奈良教育大学史一百年の歩み, 奈良教育大学創立百周年記念会.
日本学校保健会編(1973), 学校保健百年史, 第一法規出版.
林喜子(2020), 奈良県女子師範学校附属小学校における児童受入方式の展開, 地方教育史研究, 第41号, 全国地方教育史学会.
増井貴子(2000), 明治後期学校日誌にみる運動会－関尋常高等小学校 天長節運動会の事例－, 岐阜県歴史資料館編, 岐阜県歴史資料館報, 第1号.

元森絵里子(2011), 労働力から「児童」へ: 工場法成立過程から捉えなおす教育的子ども観とトランジションの成立, 明治学院大学社会学・社会福祉学研究, 第136号, pp.27-67.
吉見俊哉(1999), ネーションの儀礼としての運動会, 吉見俊哉ほか編, 運動会と近代日本, 青弓社.
山本信良・今野敏彦(1987), 近代教育の天皇制イデオロギー—明治期学校行事の考察, 新泉社.
山本敏郎(2021), 子どもが抱える福祉的課題に共同的にアプローチできる専門家の養成, 生活指導, 第759号, pp.66-73.